

社会連携プロジェクト 募集要領

1. 目的

本学の建学理念「国際平和文化都市の『知』の拠点—地域と共生し、市民の誇りとなる大学—」の実現に貢献する事業のうち、次項の対象要件に該当する事業（以下「社会連携プロジェクト」という）に助成金を交付することにより、優れた教育研究の成果を地域社会に還元するとともに、行政や企業、地域団体等と連携した人材育成に資することを目的とする。

2. 対象要件

助成金の交付対象となる社会連携プロジェクトは、次の（１）から（６）のいずれかに該当する事業であるものとする。

- （１） 広島市と連携した協働事業
- （２） 地域の産業や経済の発展に貢献する協働事業
- （３） 行政や市民団体等と連携した協働事業
- （４） 広島市の行政課題の解決に資する協働事業
- （５） 本学 COC+（観光振興による地域創生に向けた人材育成事業）の取組と認められる協働事業
- （６） その他、教育研究の成果を地域社会に還元することに寄与すると認められる協働事業

3. 実施期間

実施期間は事業採択決定の日から 2020 年 3 月 31 日まで

4. 申請書類

- （１） 社会連携プロジェクト申請書
- （２） 過去の関連する事業の報告書
- （３） その他、審査にあたり必要と認められる資料

5. 応募資格

プロジェクト代表者は、本学の常勤の教員であること。

6. 助成内容等

- （１） 採択されたプロジェクトは 1 件あたり 100 万円を限度に助成金を交付する。なお、事業の規模は問わない。数万円程度の経費を伴う事業にも交付する。
- （２） 申請事業が地域貢献特定プログラム科目の「地域課題演習」及び「地域実践演習」のテーマにつながる取組については優先的に採択する。
- （３） 申請事業が地域実践演習のテーマにつながる取組の場合は、学部・学科単位で複数の取組をまとめて申請することも可能とする。ただし、学部・学科単位まとめて申請する場合においても 100 万円を限度に助成金を交付する。
- （４） 申請経費のうち、デジタルカメラ・ビデオカメラ・パソコンなどの備品購入は購入経緯や使用頻度を確認し、貸し出しでの対応や、購入を認めない場合がある。購入の必要性を詳しく記入すること。
- （５） 購入備品は原則として、事業終了後、社会連携センターへ返却する。

7. 審査

- ・ 理事長、理事及び社会連携センター長により選考し、予算の範囲内で採択する。なお、必要に応じ、申請者に詳しい事業内容等の説明を求める場合もある。
- ・ 審査の結果、予算額に達しない場合は追加募集を行う場合もある。

8. 報告

社会連携プロジェクトが終了したときは、終了日から1ヶ月以内にプロジェクト代表者は速やかに所定の実施報告書を社会連携センターへ提出し、理事長、理事及び各学部長への報告を行う。また、広島市役所での地域貢献事業発表会で成果の発表を依頼することがある。

9. 提出期限

平成31年4月19日（金） 社会連携センター 必着

10. 今後のスケジュール

3月22日（金）募集開始

4月19日（金）募集締め切り

5月中審査委員会

6月初旬プロジェクト実施教員に対し、助成金を交付

11. 問い合わせ先

社会連携センター

電話：082-830-1764（内線1119）

Email：office-shakai@m.hiroshima-cu.ac.jp